

○東京藝術大学大学院映像研究科における部局長候補者推薦投票の実施
要項

〔平成26年10月9日
教授会決定〕

(目的)

第1条 この要項は、東京藝術大学大学院映像研究科長候補者推薦内規第3条第2項、東京藝術大学附属図書館長候補者推薦規則第3条第2項及び東京藝術大学芸術情報センター長候補者推薦細則第3条第2項の規定に基づき、大学院映像研究科における部局長の推薦投票等の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において「部局長」とは、大学院映像研究科長、附属図書館長及び芸術情報センター長をいう。

(投票及び推薦手続き)

第3条 部局長の推薦投票は、教授会構成員（投票告知日に在職する者に限る。）による、東京藝術大学部局長選考規則第7条に規定する推薦人数（以下単に「推薦人数」という。）を連記する無記名投票により行う。

2 部局長候補者は、前項の得票多数の者から選出するものとする。ただし、推薦人数の末位に得票同数の者が複数ある場合、得票同数の者全員を含めて部局長候補者とする。

3 投票に関する告知は、投票実施日の2週間前までに行うものとする。

(不在者投票等)

第4条 出張等の公務により、投票日に投票できない場合は、不在者投票を行うことができる。

2 代理投票は認めない。

(雑則)

第5条 この要項に定めるもののほか、部局長候補者の推薦投票等の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成26年10月9日から施行する。